

各務原市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(令和4年4月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）定款

（2）登記事項証明書

（3）役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類

（4）法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類

（5）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類

（6）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類

（7）まちづくり活動の実績を記載した書類

（8）推進法人として活動を予定する地域を示す図面

（9）法第119条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する計画書

（10）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

（1）まちづくりの推進を活動の目的としていること。

（2）申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。

（3）各務原市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。

（4）業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制、人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

（5）業務を行うに当たって関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連

携と調整を図ることができると認められること。

(6) 申請者又はその構成員が、各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となる個人又は法人等でないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示しなければならない。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、推進法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定により、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、推進法人に対し、その業務の運営の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第7条 市長は、推進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による命令に違反したとき。

(2) 第3条第1項各号のいずれかに該当しないと認められたとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定により、原則として聴聞を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行うときは、都市再生推進法人指定取消通知書（様式第5号）により当該推進法人に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行ったときは、法第121条第4項の規定により公示しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。